

清田第四町内会福祉推進委員会規定

[平成11年8月8日制定]

(名称及び事務所)

第1条 本会は、清田第四町内会福祉推進委員会（以下「委員会」という）と称し、事務所を委員長宅に置く。

(目的)

第2条 委員会は、町内の高齢者、身体障害者等で日常生活に支援を必要とするもの（以下「要援護者」という）について、町内住民の参加のもとに福祉ネットワーク活動を行い、もって温かい人情味ある福祉のまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内の要援護者及び福祉要望に関する情報の収集及び管理に関すること。
- (2) 福祉要望に対する支援活動の内容及び方法の検討にかんすること。
- (3) 清田中央地区社会福祉協議会等が実施する事業への参加に関すること。
- (4) 福祉協力員の募集及び登録に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業の推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、町内の次の者（以下「委員」という）をもって組織する。

- (1) 町内会の正副会長、総務部長、会計部長、福祉厚生部長及び女性部長
 - (2) 民生委員・児童委員
 - (3) 青少年育成委員
 - (4) 清田中央地区福祉のまち推進センター推進員
 - (5) 悠悠クラブの正副会長
 - (6) 日赤奉仕団員
 - (7) その他福祉活動に熱意のある福祉協力員
- 2 福祉協力員は、町内住民のうち福祉活動に熱意のある者で、本会に登録された者とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 2人
 - (3) 幹事 若干人
 - (4) 会計 1人
- 2 役員は委員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は1年間（当年度総会～次年度総会迄）とする。
但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 幹事は、委員会の運営に参画し業務の執行に当たる。
- (4) 会計は、委員会の会計を司る。

(会議)

第7条 会議は、委員会及び役員会とし、委員長が召集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(経費)

第8条 委員会の運営に係る経費は、町内会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(守秘義務)

第9条 委員会の活動で知り得た個人情報は、活動関係者以外の第三者に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は役員会で協議の上、定める。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、委員会で行う。

附 則 (改版履歴)

平成11年8月8日制定

平成21年4月1日改版

平成22年4月1日改版

平成28年4月1日改版

平成30年4月1日改版

平成31年4月1日改版

令和2年4月1日改版